# 機械・金属職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分(労働安全衛生関係法令の遵守))

このチェックリストは、機械・金属関係職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者 に対して定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「−」を記入してください。

実施年月日: 年 月 日 監査実施者:	
実習実施者の名称:	
項目	記入欄
※ 機械・金属職種の技能実習移行対象職種名(作業名)	
鋳造(鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造)、鍛造(ハンマ型鍛造、プレス型	
鍛造)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカ	
スト)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセン	
タ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、工場板金(機械	
板金)、めっき(電気めっき、溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処	
理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ)、	
機械検査(機械検査)、機械保全(機械系保全)、電子機器組立て(電子機	
器組立て)、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制	
御盤組立て、開閉制御機具組立て、回転電機巻線製作)、プリント配線板製	
造(プリント配線板設計、プリント配線板製造)	
1 日々朝礼等で確認すること	
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにし	
ていますか。	
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認さ	
せていますか。	
○技能実習生を 5 S 活動(整理・整頓・清掃・清潔・躾(決めたこと、教	
わったことを必ず守るように指導すること))、ヒヤリ・ハット活動、危	
険予知 (KY)活動に取り組ませていますか。	
○技能実習生が理解できる作業マニュアルはありますか。	
○技能実習生が理解できる安全標識はありますか。	

# 2 機械・金属職種の現場における主な作業と安全対策 (1) 機械・金属関係の安全対策(はさまれ・巻き込まれ対策) ○雇入れ時の安全教育時に機械の危険性について実際の機械を示して説 明していますか。 ○機械を使用する作業ごとに作業手順書を作成していますか。 ○清掃時やトラブル発生時に技能実習生が不安全な行動をとることが無 いよう、機械を止める必要がある場合の具体的な事例、停止後の対応、 目詰まりやピックミス、材料等がベルトコンベヤーの下に落ちた時の対 応等をマニュアル化し、併せて教育していますか。 ○機械の周囲に注意事項を図や技能実習生の母国語で表示していますか。 ○安全装置が無効にされていないか、教えた内容と異なる方法による作業 が行われていないか、管理者が定期的に作業現場を巡回する等により把 握していますか。 ○過去に発生した災害やヒヤリ・ハット事例については原因を調査し、再 発防止対策を講じるとともに、安全教育の際に周知していますか。 ○産業用ロボットを運転する場合に、当該産業用ロボットに接触すること により危険が生ずるおそれがあるときは、さく又は囲いを設ける等して いますか。 (例:産業用ロボットの可動 域に柵を設けた。) (例:産業用ロボットの可 動域に入ると警報が鳴る安 全装置を設けた。)

○プレス機械及びシャーについては、安全囲いを設ける等当該プレス等を 用いて作業を行う者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を 講じていますか。 (例:プレス機械に安全囲い、 光線式安全装置を設けた。) (例:両手操作制御装置によ り、両方の手を強制的に所定 の位置に固定させ、それによ り、手や指のけがを防いだ。) ○ベルトコンベヤーについては巻き込まれの危険がある箇所に安全カバ ーが設けられていること、非常時に機械を停止できる非常停止装置が設 けられていることを確認していますか。 (例:安全柵、安 全カバーを設置 した。) (2) 通路等の安全対策(転倒防止対策等) ○重篤な災害になりやすい転倒災害の防止対策として、作業場所に床面の 損耗等により水たまりのできやすい凹凸がないか、床材は濡れても滑り

にくい材質か、床面の掃除の際、水はけがよくなるよう排水溝は適切な

○通路、階段、出口に物を放置しないようにしていますか。

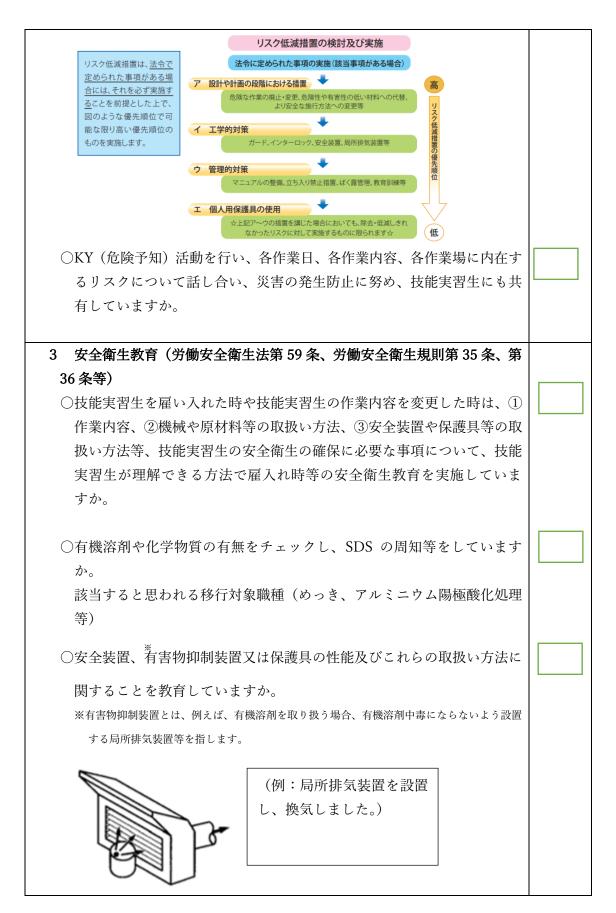
位置に設けられていますか。

○床の水たまりや、油等が残ったまま放置せず、その都度取り除いていま	
すか。 	
● (例:床に水や油などが残ったま	
まの状態で、滑って転倒した。)	
○安全に移動できるように十分な明るさ(照度)を確保していますか。	
○ ボタスアナインとはの数本が行っていませる	
○転倒を予防するための教育を行っていますか。	
○作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ サイズの合うものとし	
ていますか。	
○ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成	
し周知していますか。	
○段差のある箇所や滑りやすい場所等に注意を促す標識をつけています	
か。	
○ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。	
○ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか。	
○床面の清掃の作業手順について、転倒防止対策を踏まえた内容としてい	
ますか。	
○清掃作業時に取り外した排水溝のフタや機械のカバー等は通行の妨げ	
にならない場所に置き、速やかに復旧させていますか。	
○前方が見えない荷物を手で持って通路や階段を移動させないようにし	
ていますか。	
○二人一組で荷物を運ぶ際に、一人を後ろ向きに移動させないようにして	
いますか。 (3) 墜落・転落防止対策	
(3) 室洛・転洛防止刈泉 ○高さ2メートル以上の場所で作業が行われる可能性がある場合において	
は、墜落防止用の手すり等が設けられていますか。	
○作業の性格上作業床や手すり等の設置が著しく困難な場合や臨時に手	
すり等を取り外して作業する際には、必ず防網(安全ネット)の設置や	
墜落制止用器具(安全帯)の取付設備を設けていますか。	

(4) 切れ・こすれ対策	
○作業時には必要な保護具(作業衣、手袋等)を着用させていますか。	
○適正な保護具の着用について作業マニュアルに明記していますか。	
○保護具について定期的に点検するほか、使用前の点検も徹底させていますか。	
(5) 感電対策	
○濡れた手で機械を操作しないようにしていますか。	
○不要な系統の配電盤ブレーカーを全て OFF にする等、電気に対する取扱いに係る手順も定めていますか。	
(6) フォークリフトとの接触防止対策	
(例:作業場所へ移動していたところ、急にバックしてきたフォークリフトに接触した。運転手は無資格であった。)	
○有資格者に運転させていますか。	
○1年以内ごとに特定自主検査を実施していますか。	
*	
(絵図の右下に*がついている絵図は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会作成のもので、	
転載許可を得ています。)	
○1月以内ごとに定期自主検査を実施し、記録を作成、保存していますか。	
○運行経路及び作業方法を示した作業計画を作成していますか。	
○作業計画を関係労働者に周知し、守らせていますか。	

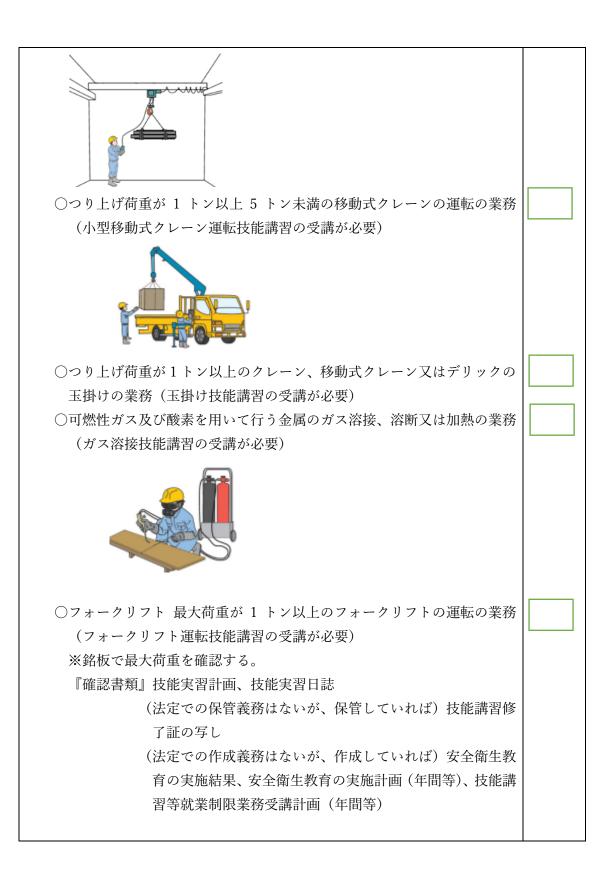
○フォークリフトの運行経路と安全通路を区分していますか。	
○運行経路であることがわかりにくい場所には、標識を設置していますか。	
○安全な制限速度を定めていますか。	
○労働者の昇降等荷役の用途以外に使用することを禁止していますか。	
<ul><li>○運転者が運転席から離れる際は、荷役装置を最低降下位置に置き、エンジンを停止し、鍵を抜いて管理者のいる事務所で保管させていますか。</li><li>○フォークリフトを用いて作業を行う場合(単独作業を行う場合を除く。)には作業指揮者を選任し、作業指揮者の指示に従った作業を行わせていますか。</li></ul>	
(7) ** はい作業時の災害防止対策	
○はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが 1.5 メートルを こえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間 を安全に昇降するための設備を設けていますか。	
<ul><li>※「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいいます。以下同じ。</li><li>○はい作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、昇降するための設備を使用していますか。</li></ul>	
(8) エレベーター及び簡易リフトの使用による災害防止対策	
<ul><li>○エレベーターや簡易リフトは構造規格を具備したものとなっていますか。(簡易リフトは搬器に人が乗れない構造となっていますか。積卸口に搬器が来ていないと、戸は開けられない構造となっていますか。)</li></ul>	
(※簡易リフトとは、エレベーターのうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が 1 ㎡以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下のものをいい、積載荷重	
が 0.25 トン以上の簡易リフトは簡易リフト構造規格を具備すべきこととされています。) (9) クレーン及び移動式クレーンと荷との接触防止対策  ○クレーン及び移動式クレーンの運転や玉掛け作業は有資格者が行って	
いますか。 ○作業現場でクレーン又は移動式クレーンが使用される場合には、何をつり上げるのか等を運転手だけでなく周りで作業する人も含め全員であらかじめ確認していますか。	

○つり上げた物が落下した場合やクレーン又は移動式クレーンが転倒し	
た場合に人が下敷きにならないよう、立入禁止区域を設けていますか。	
○ワイヤーロープ等を使用して玉掛けを行う場合には、素線切れ等の損傷	
の有無を作業開始前に点検し、正常に使用できるかを確認しています	
か。	
//El . x の写本の k *	
(例:この写真のよう	
に素線切れがあり、素	
線切れが多くなると断	
線が起き、事故の原因	
となります。)	
(10) 左我似中,双山野山林城	
(10) 行動災害の発生防止対策	
○技能実習生は、作業場所で単独作業にならないように努めていますか	
(技能実習指導員の指導の下、作業を行っていますか。)。	
○作業道具は正しい使い方をしていますか。	
例)・用途を異にする使い方で道具を使用しないようにしていますか。	
・道具を運搬する際、安全な運搬の仕方をしていますか。	
・道具を投げて渡さないようにしていますか。	
○不安全な行動にならないようにしていますか。	
例)・作業場所内で走って移動しないようにしていますか。	
・高低のある場所の移動は、飛び下りたり、よじ登ったりせず、設け	
られた昇降設備を使用して移動していますか。	
(11) リスクアセスメント等	
○リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等)を行い、リスク低減	
対策を実施し、技能実習生にも共有していますか。	
(※リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害	
や健康障害の重篤度(被災の程度)とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせて	
「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リス	
クの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。)	



○作業手順に関することを教育していますか。	
○作業開始時の点検に関することを教育していますか。	
○業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関することを教育していますか。	
○整理、整頓及び清潔の保持に関することを教育していますか。	
○事故時等における応急措置及び退避に関することを教育していますか。	
○危険有害業務に技能実習生を従事させる場合には、実習生が理解できる 方法で特別教育等を実施していますか。 (1) 特別教育の必要な業務	
○研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
両頭グラインダー 手持ち式グラインダー	
○アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	
○最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務	
型 式 車体番号 車両重量 最大荷重 kg 最大振高 mm	

(※最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいいます。)	
(※機体に貼られている銘板で最大荷重を確認する(以下同じ。)。)	
○つり(※)上げ荷重が 0.5 トン以上 5 トン未満のクレーンの運転の業務 (※つり上げ荷重とは、クレーンがつり上げる事ができる最大の荷重のことで、この荷重にはクレーンフック等の質量が含まれています。)	
○つり上げ荷重が 0.5 トン以上 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	
○酸素欠乏危険場所における作業に係る業務  ○粉じん作業のうち、その粉じんの発生源が特定粉じん発生源である作業に係る業務  ※ これらの教育は、技能実習生がその内容を理解できる方法で行ってください。 『確認書類』技能実習計画、技能実習日誌、特別教育実施結果 (法定での作成義務はないが、作成していれば)安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画(年間等)	
4 就業制限(労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条)	
○就業制限業務に技能実習生を従事させる場合には、免許の取得、技能講	
習の修了等の所要の措置を取らせていますか。	
○つり上げ荷重が 5 トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務 (床上	
操作式クレーン(床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動と 共に移動する方式のクレーン)運転技能講習の受講が必要)	
六四夕期ナる月八ツノレニマル 建料仪形冊白ツ又舑が少女/	

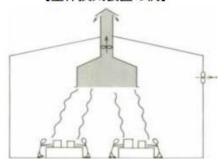


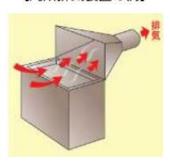
5 作業主任者が必要な業務(労働安全衛生法第14条) 次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。  () ガス溶接作業主任者(免許) アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 () ブレス機械作業主任者(技能講習) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業 () はい作業主任者(技能講習) 高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。 () 特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。) () 金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等の他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 () 公件業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 () 四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 () では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。 ○ガス溶接作業主任者(免許) アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶 断又は加熱の作業 ○プレス機械作業主任者(技能講習) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う 当該機械による作業 ○はい作業主任者(技能講習) 高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし (はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷機機械のみで行われる作業を 除く)。 ○特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1 類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取 り扱う作業等を除く。) ○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 ○鉛作業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業 務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる積機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	5 作業主任者が必要な業務(労働安全衛生法第 14 条)	
<ul> <li>○ガス溶接作業主任者(免許) アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業</li> <li>○プレス機械作業主任者(技能講習) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業</li> <li>○はい作業主任者(技能講習)高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。</li> <li>○特定化学物質作業主任者(技能講習)労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)</li> <li>○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業をの他の溶接とユームを製造し、又は取り扱う作業</li> <li>○鈴作業主任者(技能講習)令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業</li> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる角機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就	
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業  「プレス機械作業主任者(技能講習) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業  はい作業主任者(技能講習)高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。  「特定化学物質作業主任者(技能講習)労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  「会解で、対している。」の発表第6、速隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  「四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  「酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  「有機溶剤作業主任者(技能講習) 全属存業のは第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  「機素の作業主任者(技能講習) 全国技術の対象素が、一定のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。	
断又は加熱の作業 ○プレス機械作業主任者(技能講習) 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う 当該機械による作業 ○はい作業主任者(技能講習) 高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし (はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を 除く)。 ○特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1 類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。) ○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) つ別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) つ別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) つ別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○ガス溶接作業主任者(免許)	
<ul> <li>○プレス機械作業主任者(技能講習)</li> <li>動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業</li> <li>○はい作業主任者(技能講習)高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。</li> <li>○特定化学物質作業主任者(技能講習)労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)</li> <li>○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習)金属をアーク溶接等作業・アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業をの他の溶接とュームを製造し、又は取り扱う作業</li> <li>○鈴作業主任者(技能講習)令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業</li> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶	
動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業  ○はい作業主任者(技能講習) 高さが2メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。  ○特定化学物質作業主任者(技能講習)労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  ○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  ○鉛作業主任者(技能講習)令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習)  全属体質の資素を表して、は、表により、ないで、表により、ないで、表により、といて、表により、といて、表により、といて、表により、といて、表により、といて、表により、といて、表により、といて、表により、表により、といて、表により、表により、といて、表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により	断又は加熱の作業	
当該機械による作業  ○はい作業主任者(技能講習) 高さが 2 メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。  ○特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第 3 の特定化学物質(1類、2類及び 3 類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  ②金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接をの他の溶接とユームを製造し、又は取り扱う作業  ○鉛作業主任者(技能講習) 令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉者しくは坑の内部等の場所において令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○プレス機械作業主任者(技能講習)	
○はい作業主任者(技能講習) 高さが 2 メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。 ○特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第 3 の特定化学物質(1類、2類及び 3 類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。) ○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 ○鉛作業主任者(技能講習)令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第 6 の 2 に掲げる再機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う	
高さが 2 メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。  「特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第 3 の特定化学物質(1類、2類及び 3 類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  「金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接とユームを製造し、又は取り扱う作業  「鉛作業主任者(技能講習) 令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  「四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  「酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  「有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第 6 の2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	当該機械による作業	
(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を除く)。  (特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  (金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  (鉛作業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  (四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  (酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  (有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○はい作業主任者(技能講習)	
除く)。  ○特定化学物質作業主任者(技能講習)  労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1 類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  ②金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)  金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  ③鉛作業主任者(技能講習)  令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)  令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)  令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○積機溶剤作業主任者(技能講習)  屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	高さが 2 メートル以上の「はい」を積み上げ(はい付け)、積み降ろし	
<ul> <li>○特定化学物質作業主任者(技能講習) 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)</li> <li>○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)</li> <li>金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業</li> <li>○鉛作業主任者(技能講習)令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業</li> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	(はいくずし)する作業(ばら物の荷と荷役機械のみで行われる作業を	
労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  ②金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  ③鉛作業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	除く)。	
類、2類及び3類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業等を除く。)  ①金属アーク溶接等作業主任者(技能講習) 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  ①鉛作業主任者(技能講習) 令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○特定化学物質作業主任者(技能講習)	
り扱う作業等を除く。)  ②金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)  金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  ③鉛作業主任者(技能講習)  令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ③四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)  令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ③酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)  令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ①有機溶剤作業主任者(技能講習)  屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第3の特定化学物質(1	
<ul> <li>○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)</li> <li>金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業</li> <li>○鉛作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業</li> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)</li> <li>屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	類、2 類及び 3 類)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取	
金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 〇鉛作業主任者(技能講習) 令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 〇四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 〇酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 〇有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	り扱う作業等を除く。)	
ングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業  〇鉛作業主任者(技能講習)	○金属アーク溶接等作業主任者(技能講習)	
<ul> <li>○鉛作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業</li> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)</li> <li>屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジ	
令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって 行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業 〇四アルキル鉛等作業主任者(技能講習) 令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業 務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 〇酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 〇有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表 第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	ングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業	
行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業  ○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)  令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)  令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習)  屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○鉛作業主任者(技能講習)	
<ul> <li>○四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)</li> <li>屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって	
令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業 〇酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 〇有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業	
務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業  ○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)  令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業  ○有機溶剤作業主任者(技能講習)  屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	〇四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)	
<ul> <li>○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)</li> <li>令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</li> <li>○有機溶剤作業主任者(技能講習)</li> <li>屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの</li> </ul>	令別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業	
令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 ○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表 第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	務(遠隔操作によって行う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作業	
○有機溶剤作業主任者(技能講習) 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表 第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○酸素欠乏危険作業主任者(技能講習)	
屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表 第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	
第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	○有機溶剤作業主任者(技能講習)	
	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表	
に係る作業	第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のもの	
	に係る作業	

6 機械・金属関係職種現場における健康確保	
(1) 熱中症予防対策	
○熱中症予防対策を講じていますか。	
(※例えば、休憩場所の整備、高温多湿作業場所における連続作業の時間	
短縮、水分及び塩分の摂取等の各種対策)	
(2) 一酸化炭素中毒予防対策	
○一酸化炭素が発生する可能性のある作業(閉め切った室内等でのガス機	
器の使用等)を行う場合は、排気ガスを外部に排出するため、窓を開放	
する、換気設備や一酸化炭素のガス検知警報装置を設置する等により、	
同種の労働災害の発生を防ぐ対策を講じていますか。	
(3) 粉じん障害防止対策	
該当すると思われる移行対象職種(機械加工職種、仕上げ職種等)	
○粉じんをなるべく発生させないために、粉じんが発生しない原材料に切	
り替えることや、粉じんが発生しやすい作業工程を改善していますか。	
○発生した粉じんをなるべく拡散させないようにするためには、例えば、	
粉じんの発生源を突き止め、そこを密閉化又は隔離化していますか。ま	
た、排気装置を使って、室内の粉じんを集めていますか。	
○室内に拡散した粉じんがなるべく人体に入らないようにするための対	
策として、局所排気装置の使用やこれと併せて防じんマスク等の呼吸用	
保護具の適切な使用がなされていますか。	
(4) 神経機能障害等の防止対策	
金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合	
該当すると思われる移行対象職種(機械加工職種、仕上げ職種等)	
○溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施等の措	
置を講じていますか。	

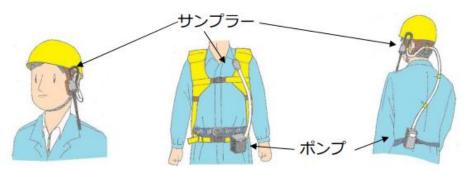
## 【全体換気装置の例】

### 【局所排気装置の例】





○溶接ヒュームの濃度の測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用、フィットテストの実施等を行っていますか。



※個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関等の、当 該測定について十分な知識・経験を有する者により実施してください。

### 7 健康診断の実施(労働安全衛生法第66条)

- ○実習実施者は、技能実習生を雇い入れたとき、雇入れ時健康診断を実施 していますか。
- ○実習実施者は、1年に1回、定期健康診断を実施していますか。
- ○実習実施者は、深夜業を含む業務や鉛、一酸化炭素その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等(特定業務)に常時従事する技能実習生に対し、特定業務従事者の健康診断を定期(6か月以内ごとに1回)に実施していますか。
- ○実習実施者は、一定の有害な業務で、法令(令第22条)で定めるものに 従事する技能実習生に対し、特別の項目についての健康診断を定期に実 施していますか。

※特定化学物質(エチルベンゼン、溶接ヒューム等)、鉛、有機溶剤等

○実習実施者は、法令(令第 22 条第 3 項)の歯等に有害な業務に従事する技能実習生に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び

当該業務についた後6か月以内ごとに1回、定期に、歯科医師による健 康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告していますか (対象となる業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散す る場所における業務とする。)。 ※技能実習制度においては、時間外労働又は休日労働及び深夜労働は想定 されていませんが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、 時間数に応じて技能実習計画の変更認定や届出が必要となるほか、以下 の措置を講じてください。 (1) 長時間労働と医師の面談 ○技能実習生に対し、長時間労働を行った場合の健康障害発症リスク及び 面接指導を受ける申出の必要性を説明するとともに、時間外・休日労働 時間数が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる場合は、医師によ る面接指導を実施していますか。 上記のほか、時間外・休日労働時間数が月 45 時間を超えた場合も面接 指導の対象とするように努めていますか。 ○医師による面接指導の結果、技能実習生の疲労蓄積状況や心身の状況、 面接を行った医師の意見等を踏まえ、事後措置が必要な場合は、就業場 所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務への従事回数の減少 等の措置を講じていますか。 ○面接指導の実施においては、産業医の選任義務がない常時 50 人未満の 労働者を使用する小規模事業場においては、地域産業保健センターを利 用して面接指導を実施することもできますので、問い合わせを行うよう にしていますか。 (2) ストレスチェック ○ストレスチェックを実施していますか。 (※2015年12月1日より労働安全衛生法改正による「心理的な負担の程度を把握するための検 査(以下、ストレスチェック)」制度がスタートしました。 職場において定期的にストレスチェックを行い、その結果により労働者が自らのストレスに気 づきストレスに対処すること、ストレスチェックを通じて職場環境を見直し、ストレスの要因 そのものを低減させ、メンタルヘルス不調のリスクが高い者を早期に発見し、医師による面接 指導につなげることにより、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目指してい ます。 50 名以上の従業員がいる事業所(従業員 50 人未満の事業場は、当面の間努力義務)では、ス トレスチェックを実施することが義務づけられています。)

- (参考) 労働安全衛生分野では、以下の事項についても、内容を確認すること は、技能実習生の安全と健康を確保する上で、とても有効です。
  - ① 安全衛生管理の状況
    - ○安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、作業主任者等 の選任状況
    - ○職長等に対する安全又は衛生のための教育の実施状況
    - ○安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等の開催状況
  - ② 作業環境管理の状況(有害な業務)
    - ○作業環境測定結果の確認